

各指定（介護予防）通所介護事業所
各指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所
各指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
各指定（介護予防）短期入所療養介護事業所
各指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所
各指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所
各指定地域密着型通所介護事業所
各指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所
各指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所
各指定地域密着型介護老人福祉施設
各指定介護老人福祉施設
各介護老人保健施設
各指定介護療養型医療施設

管理者様

下関市長 中尾 友昭
(公 印 省 略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の
強化・徹底について（通知）

平素は介護保険事業の適切な運営に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害により、岩手県岩泉町の認知症高齢者グループホームで多数の利用者が犠牲となる甚大な被害が発生したことを踏まえ、厚生労働省より別添のとおり通知がありました。

つきましては、下記の点に留意し、不十分な項目等については、速やかに改善されるようお願いいたします。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

また、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者（高齢者、障害者等）は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

2 非常災害対策計画の策定について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」という。）を定めることとされているが、この計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処できるものとする。

については、厚生労働省の通知に記載の「具体的な項目例」等を参考に、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえ、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画を策定すること。既に策定済みの場合はその内容の見直し、計画が策定されていない場合、又は計画の内容が不十分な場合は速やかに改善し、遅くとも年内までに改善すること。

なお、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

3 避難訓練について

各介護保険施設等において、水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には速やかに実施すること。また、早急な実施が困難な場合は、遅くとも年内までに避難訓練実施の予定を立てること。

4 実施状況の調査・報告について

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び水害・土砂災害を含む避難訓練の実施状況について、国において、今年度末時点での調査を予定していること。

5 その他

非常災害対策計画の策定等に関する参考資料を市ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

〔市ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ（<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>）

事業者の方へ

保健・福祉

介護保険

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

お問い合わせ先

下関市福祉部介護保険課事業者係

TEL：083-231-1371

FAX：083-231-2743